

計 画 年 度
平成23年度～平成32年度

高知県における獣医療を提供する 体制の整備を図るための計画書

平成23年8月

高 知 県

目 次

高知県における獣医療の現状と獣医療を提供する体制の整備に係る基本方針

- 1 食料の安定供給に対する獣医師の役割 ……………3
- 2 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり ……………3
- 3 喫緊の課題としての産業動物獣医師や県庁獣医師の養成・確保 ……………4
- 4 質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備 ……………4

第1 整備を行う診療施設の内容とその他の診療施設の整備に関する目標

- 1 診療施設および主要な診療機器の整備の現状 ……………5
- 2 診療施設の整備に関する目標 ……………10

第2 獣医師の確保に関する目標

- 1 獣医師の確保目標 ……………13
- 2 獣医師の確保対策 ……………14

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

- 1 計画的な取組が必要と見込まれる地域 ……………15
- 2 各地域における獣医療の必要性 ……………15

第4 相互の機能および業務の連携を行う施設の内容およびその方針

- 1 組織的な家畜防疫体制の確立 ……………18
- 2 診療施設・診療機器の効率的利用 ……………18
- 3 獣医療情報の提供システムの整備 ……………18
- 4 衛生検査機関との業務の連携 ……………19
- 5 診療効率の低い地域に対する診療の提供 ……………19

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

- 1 臨床研修 ……………20
- 2 高度研修 ……………20
- 3 生涯研修など ……………21

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

- 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備 ……………22
- 2 飼育者の衛生知識の普及・啓発など ……………22
- 3 広報活動の充実 ……………22
- 4 診療施設の整備 ……………23

高知県における獣医療の現状と獣医療を提供する体制の整備に係る基本方針

平成22年8月、国は、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づき、平成32年度を目標とする「獣医療を提供する体制を整備するための基本方針」を公表した。これを受け、県は、国の基本方針に則し、以下に掲げた本県における獣医療の現状や課題対応への考え方などを踏まえ、「高知県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」（平成23年度から32年度）を策定することとした。

1 食料の安定供給に対する獣医師の役割

本県の獣医療は、産業動物の診療、保健衛生指導を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生や公衆衛生の向上を図ることで、畜産物の安定供給に大きく寄与してきた。

しかしながら、国内においては、口蹄疫、牛海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザなどの重大な家畜伝染病の発生や、腸管出血性大腸菌による大規模な食中毒の発生などが相次ぎ、安全で良質な畜産物の安定供給に関して、県民から大きな関心が寄せられているところであり、獣医師の持つ幅広い知識や技術への期待、果たすべき責任は急速に高まっている。

このような状況の中で、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」や、酪農および肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき策定された「高知県酪農・肉用牛生産近代化計画」を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じ、家畜伝染病の的確な防疫措置や飼養管理技術の高度化などを進めることによって、生産コストの低減や省力化を図り、また畜産経営の育成・確保につなげ、さらに、産業動物獣医師などの養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、安全な畜産物を安定的に供給していくことが求められている。

また、飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養豚や養鶏経営に加え、酪農や肉用牛経営においても群管理形態が普及しつつあり、獣医師に対しては、従来行ってきた個体診療だけでなく、農場単位での集団管理衛生技術などの提供、さらに農場段階への危害分析・重要管理点（HACCP）の考え方の導入や普及といった、幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

2 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬猫や小鳥などの一般家庭で飼育されている動物は、今では、「家族の一員」となるなど、県民生活での位置づけが高まっている。それに伴い、飼育者から求められる獣医療については、高度な医療技術や緊急時の診療対応など、複雑化・多様化している。

一方、飼育者に対しては、人獣共通感染症対策の観点から、自らの飼育責任についても強化する必要性が高まっている。

このため、飼養者のニーズに応じる形で、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに

に、動物に対する総合的な保健衛生指導や適切な飼育の普及・啓発、また高度な診療機器を使用した最新の診断・治療技術などの獣医療現場への導入が求められている。

また、畜産業の現場においても、生産性向上の観点から最新の診断や治療技術の積極的な導入が求められている。

3 喫緊の課題としての産業動物獣医師や県庁獣医師の養成・確保

産業動物の診療業務については、専ら肉用牛や乳用牛を対象に、高知県農業共済組合連合会の家畜診療所（以下、「農業共済組合」という）と家畜保健衛生所とが連携して行ってきたところである。しかし、牛肉の輸入自由化以降、畜産農家の戸数・飼養頭数が急激に減少する中、家畜共済の加入頭数についても減少していることから、特に小規模の肉用牛農家が点在する中山間地域においては、診療効率や運営上の理由から、農業共済組合の獣医療サービスの維持が困難となっている。

このため、獣医療の確保が困難となる地域においては、畜産農家の不安や生産・増頭意欲の減退など、畜産振興に影響を及ぼす事態が生じないように、家畜保健衛生所による補完的な獣医療サービスの提供体制を整備していく必要がある。

また、近年、新規獣医師の過半数が小動物分野へ参入することにより、農業共済組合などの産業動物分野の獣医師や、家畜防疫や公衆衛生に携わる県庁獣医師の確保が困難になっている。特に県庁獣医師については、年齢構成から今後10年間で大量に退職することが確実であるため、計画的な人材確保が必要となっている。

このため、休止中の「高知県獣医師修学資金制度」を再開し、貸与額も見直すなど、将来の県庁職員を学生段階から確実に確保する取組を進めていく。

4 質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備

これらの現状や考え方などを踏まえ、本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上、食品の安全の確保などに寄与していくことができるよう、獣医師の確保、関係機関の業務や機能の分担・連携、技術向上など、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図る。

第1 整備を行う診療施設の内容とその他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設および主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

(単位：カ所)

地 域	診療施設数 (平成23年4月現在) (注)	内容（開設主体の種類別内訳）							備 考
		県	市町村	農業協 同組合	農業共 済組合	法 人 そ の 他 の 団 体	獣医系 大 学	個人開 設施設	
田 野	3	1			1			1	
香 長	3	1			1			1	
嶺 北	1	1							
中 央	5	2			1	2			
高 南	3	1			1			1	
檮 原	1	1							
西 部	4	1			1			2	
計	20	8			5	2		5	

資料：獣医療法第3条の届出

(注)：診療施設には、獣医療法第7条に規定する「往診診療者など」を含めるものとする。

(2) 主要な診療機器など

産業動物施設における施設整備の状況は表1に、また、主要な診療機器整備の現状は表2に示すとおりである。

高度な診療機器などについては、家畜保健衛生所を中心に整備されており、今後も必要な検査機器や診療機材などの整備・更新を計画的に進めるとともに、得られた情報については、家畜診療を行う農業共済組合などに対し積極的に提供する。

また、これらの診療施設による家畜保健衛生所の施設や機器などの活用についても積極的に支援する。

表1 施設の整備状況（平成23年4月）

（単位：ヶ所）

地域	開設者区分	調査施設数	診療室	手術室	剖検室	焼却施設	エックス線装置	うち	入院施設	備考
								エックス線診療室有		
田野地域	県(家保等)	1	1	1	1	1				
	市町村									
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人	1								
	個人開業施設	1								
	計	3	1	1	1	1	0	0	0	
香長地域	県(家保等)	1								
	市町村									
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人	1								
	個人開業施設	1								
	計	3	0	0	0	0	0	0	0	
嶺北地域	県(家保等)	1								
	市町村									
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人									
	個人開業施設									
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	
中央地域	県(家保等)	2			1	1				
	市町村									
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人	1								
	個人開業施設	2								
	計	5	0	0	1	1	0	0	0	
高南地域	県(家保等)	1	1		1	1				
	市町村									
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人	1	1	1						
	個人開業施設	1	1							
	計	3	3	1	1	1	0	0	0	
橿原地域	県(家保等)	1								
	市町村									
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人									
	個人開業施設									
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	
西部地域	県(家保等)	1			1	1				
	市町村									
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人	1								
	個人開業施設	2								
	計	4	0	0	1	1	0	0	0	
県全体	県(家保等)	8	2	1	4	4				
	市町村									
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人	5	1	1						
	個人開業施設	2								
	計	5	1							
	計	20	4	2	4	4	0	0	0	

注：「エックス線装置」を有し、「エックス線診療室」を有しない場合には、移動型及び携帯型エックス線装置等が該当する

表2 診療機器等の整備状況（平成23年4月）

（単位：台）

地域	開設者区分	検体成分分析装置							生体画像診断器								
		血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	高速液体クロマトグラフ	分光光度計	自動血球計器	血液ガス測定装置	乳中体細胞測定装置	乳成分測定器	ファイバースコープ	エックス線撮影装置	イメージングファイア	CT	超音波診断装置	MRI	診療用高エネルギー放射線	心電音計
田野地域	県(家保等)	1															
	市町村																
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設	1				1											
	計	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香長地域	県(家保等)	1															
	市町村																
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設	1	1			1											
	計	3	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
嶺北地域	県(家保等)	1											1				
	市町村																
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設																
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
中央地域	県(家保等)	2		2	2								1				
	市町村																
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設	1			1	1				1			1				
	計	5	0	2	3	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0
高南地域	県(家保等)	1															
	市町村																
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設	1				1							1				
	計	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
橿原地域	県(家保等)	2											1				
	市町村																
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設																
	計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
西部地域	県(家保等)	1	1			1											
	市町村																
	農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設	1	1			1											
	計	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県全体	県(家保等)	9	1	2	2	1							3				
	市町村																
	農業協同組合	5	1		1	4				1			2				
	農業共済組合	2															
	その他法人 個人開業施設	2	1			2											
計	18	3	2	3	7	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	

(単位 : 台)

地域	開設者区分	免疫・DNA診断装置等							理化学的治療機器			受精卵移植関連機器						
		酵素抗体測定装置	ELISA用プレートウォッシャー	蛍光顕微鏡	PCR装置	DNAシーケンサー	孵卵器	嫌気菌培養装置	クリーンベンチ	レーザー装置	ガス麻醉器	針麻醉器	マイクロマニピュレーター	プログラムフリーザー	液体素保存器	受精培養装置	加温板	自動流注装置
田野地域	県(家保等) 市町村 農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設			1			1	1	1						2			
	計	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0
香長地域	県(家保等) 市町村 農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設	1					2											
	計	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
嶺北地域	県(家保等) 市町村 農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設													1				
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
中央地域	県(家保等) 市町村 農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設	1	1	1	1	1	2	1	2						2	1	1	1
	計	1	1	1	1	1	2	1	2	0	0	1	1	1	2	1	1	1
高南地域	県(家保等) 市町村 農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設						2		1						2			
	計	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0
橿原地域	県(家保等) 市町村 農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設						1	1										
	計	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部地域	県(家保等) 市町村 農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設	1		1				1	1						1		1	
	計	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0
県全体	県(家保等) 市町村 農業協同組合 農業共済組合 その他法人 個人開業施設	3	1	3	1	1	8	4	5				1	1	7	1	2	1
	計	3	1	3	1	1	11	4	5	0	0	2	1	1	10	1	2	1

(単位 : 台)

地域	開設者区分	その他																	
		光学顕微鏡	実体顕微鏡	金属物探知機	ガス滅菌器	乾熱滅菌器	オートクレーブ	電気泳動装置	遠心分離器	硝酸窒素簡易測定器	顕微鏡写真撮影装置	超純水製造器	恒温槽	外科器具セット	繁殖障害除去器具セット	産科器具セット	電動蹄器	除角器	牛体吊起器
田野地域	県(家保等)		1	1	1	1	1		1		1		1	1	1				
	市町村																		
	農業協同組合			1												1	1	1	1
	農業共済組合																		
その他法人																			
個人開業施設	1			1		1		1		1			1		1				
計	1	1	2	2	1	2	0	2	0	2	0	1	2	1	3	1	1	1	
香長地域	県(家保等)	2						1		1									
	市町村																		
	農業協同組合	1		1	1			1		1	2		2	2	2			2	
	農業共済組合																		
その他法人																			
個人開業施設	1		1									1		1			1	1	
計	4	0	2	1	0	2	0	2	2	1	0	1	3	2	3	0	1	3	
嶺北地域	県(家保等)	1		1				1		1			1	1	1				
	市町村																		
	農業協同組合																		
	農業共済組合																		
その他法人																			
個人開業施設	1						1		1									1	
計	2	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	
中央地域	県(家保等)	2	2		2		2	2	2	1	2	2	2	1	1				
	市町村																		
	農業協同組合	1	1	1	1	2	1		1	1	1		1	1	1			1	
	農業共済組合																		
その他法人																			
個人開業施設																			
計	3	3	1	3	2	3	2	3	2	3	3	2	3	2	2	0	0	2	
高南地域	県(家保等)	1	1		1		1		2		1		1		1				
	市町村																		
	農業協同組合	1	1	1	1	1	1		2	1	1		1		1	1	1	2	
	農業共済組合																		
その他法人																			
個人開業施設												1							
計	2	2	1	2	1	2	0	4	1	2	0	1	3	0	2	1	1	2	
橋原地域	県(家保等)	2						1		1			1	1	1				
	市町村																		
	農業協同組合																		
	農業共済組合																		
その他法人																			
個人開業施設																			
計	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	
西部地域	県(家保等)	1	1		1	1	1		2		1		1	1	1			1	
	市町村																		
	農業協同組合																		
	農業共済組合	1			1				1				1	1	1			1	
その他法人																			
個人開業施設	2											2	2	2			1		
計	4	1	0	2	1	1	0	3	0	1	0	1	4	4	4	0	1	3	
県全体	県(家保等)	9	5	2	5	2	8	2	10	1	5	2	7	5	6			1	
	市町村																		
	農業協同組合	4	2	4	4	3	3		5	4	3	1	5	4	6	2	2	7	
	農業共済組合																		
その他法人	1																		
個人開業施設	4		1	1		1		1		1		5	2	4		1	2		
計	18	7	7	10	5	12	2	16	5	9	3	7	17	11	16	2	4	13	

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、地域の特性を活かした畜産業の振興を図るための中枢機関として、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などといった重要な家畜伝染病の防疫や、ワクチン接種、消毒などの徹底による家畜衛生の向上指導を基本としながら、家畜の飼養管理技術の改善、自給飼料の生産、動物用医薬品の適正使用などといった畜産物の安全の確保や県民の安心につながる取組についても推進する。

また、家畜診療体制についても、農業共済組合や個人開業の診療施設と連携し、診療地域の分担や家畜保健衛生所の施設や機器などの利用についての支援など、業務や機能の分担について、充実・強化を図る。

このため、必要な検査機器や診療機材などの整備・更新を計画的に進めるほか、万一、家畜伝染病が発生した場合に、迅速な初動防疫による短時間での封じ込めが図られるよう、必要な資機材の備蓄・整備を進める。

イ 病性鑑定施設

病性鑑定施設については、細菌検査など各種検査の実施による総合診断施設として機能できるよう、家畜伝染病をはじめとする家畜疾病の迅速かつ的確な診断体制や、畜産物や飼料などの安全の確保のための検査体制の充実・強化を図るとともに、家畜疾病の診断に係る最新技術や情報などの収集や提供を行う。

このため、必要となる施設や検査機器、情報機器などの整備・更新を進める。

ウ 農業共済組合

農業共済組合については、家畜保健衛生所や個人開業の診療施設と連携しながら、診療地域の分担や家畜保健衛生所の施設や機器などの活用といった、業務や機能などの分担や連携を進め、効率的かつ健全な運営が図られるよう支援する。

また、診療施設の整備にあたっては、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。

エ 個人開業

産業動物に係る個人開業の診療施設については、家畜保健衛生所や農業共済組合の診療施設と連携しながら、診療地域の分担や家畜保健衛生所の施設や機器などの活用など、業務や機能などの分担や連携を進め、効率的かつ健全な運営が図られるよう支援する。

また、診療施設の整備にあたっては、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 田野地域

田野地域では、一部地域において、乳用牛や肉用牛の飼養が一定規模で行われている。乳用牛に対する診療については、農業共済組合が行っており、肉用牛に対する診療については、主に家畜保健衛生所が行っている。同地域では、呼吸器病、泌乳器病、繁殖障害が多発傾向となっていることから、これらの対応に必要な治療、消毒などの飼養衛生管理の徹底、畜舎環境の点検、技術指導を的確に進めるために、中央家畜保健衛生所田野支所と農業共済組合との連携強化や、必要な診療や検査に係る機器などの整備・更新や効率的利用を図る。

イ 香長地域

香長地域では、平野部において、乳用牛の飼養が盛んに行われており、診療については、農業共済組合や個人開業が行っている。同地域では、泌乳器病、消化器病、繁殖障害が多発傾向となっていることから、これらの対応に必要な検査や搾乳手技を含む衛生的な飼養管理の徹底を的確に進めるために、中央家畜保健衛生所香長支所とこれらの診療施設との連携強化や、必要な診療や検査に係る機器などの整備・更新や効率的利用を図る。

ウ 嶺北地域

嶺北地域では、中山間部を中心に肉用牛の飼養が盛んに行われており、また本山町や土佐町では乳用牛、大川村では肉用鶏の飼養も盛んに行われている。これらの家畜に対する診療については、家畜保健衛生所が行っている。同地域では、繁殖障害や呼吸器、消化器病などの感染症が多発傾向となっていることから、これらの対応に必要な治療、ワクチン接種、ワクチンプログラムの適正化、消毒などの飼養衛生管理の徹底、畜舎環境の点検、飼養管理技術指導を的確に進めるために、中央家畜保健衛生所嶺北支所に診療および検査に係る機器などの整備・更新を進める。

エ 中央地域

中央地域では、中山間部において、肉用牛の飼養が行われており、また高知市近郊において、乳用牛や採卵鶏の飼養が盛んに行われている。肉用牛および乳用牛に対する診療については、農業共済組合が行っており、鶏に対する診療は、個人開業などが主に薬治による対応を行っている。同地域では、乳用牛の泌乳器病が多発傾向にあり、これらの対応に必要な飼養衛生管理の徹底、治療困難牛の摘発淘汰を的確に進めるために、中央家畜保健衛生所本所とこれらの診療施設との連携強化や、必要な診療や検査に係る機器などの整備・更新や効率的利用を図る。

オ 高南地域

高南地域では、四万十町を中心に、乳用牛や肉用牛、豚などの飼養が盛んに行われている。乳用牛や肉用牛に対する診療については、農業共済組合が行っており、また豚に対する診療については、個人開業などが主に薬治による対応を行っている。同地域では、乳用牛で泌乳器病や生殖器病が多発傾向となっており、ま

た豚で呼吸器や消化器における複合感染症や慢性疾病が多発傾向となっていることから、これらの対応に必要な搾乳手順の点検や豚におけるワクチンプログラムの適正化、消毒などの飼養衛生管理の徹底、畜舎環境の点検などを的確に進めるために、西部家畜保健衛生所高南支所とこれらの診療施設との連携強化や、必要な診療や検査に係る機器などの整備・更新や効率的利用を図る。

カ 檜原地域

檜原地域では、中山間部において、肉用牛の飼養が盛んに行われており、診療については、家畜保健衛生所が行っている。同地域では、比較的規模の大きい公共牧場と農協の肥育センターにおいて、生殖器病、呼吸器病に次いで消化器病などが多発傾向となっていることから、これらの対応に必要な治療、ワクチン接種、ワクチンプログラムの適正化、消毒などの飼養衛生管理の徹底、畜舎環境の点検を的確に進めるために、西部家畜保健衛生所檜原支所に必要な診療や検査に係る機器などの整備・更新を進める。

キ 西部地域

西部地域では、宿毛市を中心に乳用牛や肉用牛、豚などの飼育が行われている。乳用牛や肉用牛の診療は、ほとんどの地域で農業共済組合や個人開業が行っているが、土佐清水市など、一部の地域の肉用牛については家畜保健衛生所も診療を行っている。また豚に対する診療については、個人開業などが主に薬治による対応を行っている。これらの地域の牛においては、消化器病、生殖器病などが多発傾向にあり、特に、乳牛では泌乳器病が多い傾向となっていることから、これらの対応に必要な診療、乳房炎治療困難牛の摘発・淘汰、搾乳衛生指導、飼養管理指導などを的確に進めるために、西部家畜保健衛生所本所とこれらの診療施設との連携強化や、必要な診療や検査に係る機器などの整備・更新や効率的利用を図る。

(3) 小動物診療施設の整備目標

小動物診療施設については、飼育者から専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、県内外の民間検査施設の利用などにより、過剰な設備投資とならないよう配慮しながら、必要な診療や検査に係る機器などを整備することが望まれる。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

平成32年度を目標年度とする産業動物獣医師および公務員獣医師の確保目標は、目標年度における各地域の家畜の飼養頭数や家畜疾病の発生状況、診療の効率化や退職予定者数などを踏まえ、次のとおりとする。(単位：人)

地域など	平成23年4月現在の 獣医師数	平成32年度(目標年度) における 獣医師の確保目標	目標年度までに 確保すべき獣医師数
田 野	2	2	0
香 長	3	3	0
嶺 北	0	0	0
中 央	4	4	3
高 南	4	4	0
檮 原	0	0	0
西 部	4	3	0
高知県に 勤務する 獣 医 師	79	82	37
市町村に 勤務する 獣 医 師	0	0	0

(注1) 嶺北および檮原地域については、家畜保健衛生所が診療を実施しているため、獣医師数は「高知県に勤務する獣医師」に含まれる。

(注2) 市町村の公務員獣医師は、産業動物に関わる業務を実施していないため、本目標には含まない。

(注3) 目標年度までに確保すべき獣医師数とは、退職者や増員により、確保すべき獣医師数をいう。

2 獣医師の確保対策

近年、新規獣医師の過半数が小動物分野へ参入することにより、獣医師の活動分野における偏在が顕著となっており、本県においても県庁獣医師の新規採用者の慢性的な不足が問題となっている。この要因としては、産業動物分野や公務員分野における活動内容や意義などについて知る機会が乏しいことや、小動物分野と比べて専門性を活かすことが困難なこと、待遇面での格差が大きいことなどが指摘されており、これらの課題を解消し、産業動物や公務員分野への積極的な参入を図る必要がある。特に、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、県庁獣医師の確保が重要である。

(1) 産業動物獣医師および県庁獣医師の確保

産業動物獣医師および県庁獣医師の確保については、各地域の産業動物獣医師確保目標や農業共済組合や県庁における獣医師の今後における定年退職スケジュールなどを考慮しながら、確保すべき人数の把握と確保に向けた取組を計画的に進める。特に今後大量退職が予定されている県庁獣医師については、平成21年度から再開した本県独自の獣医師修学資金制度を的確に運用し、本県出身者を中心に、将来の県庁職員を学生段階から計画的に確保する。採用に当たっては、選考試験の複数回実施や受験年齢などといった要件の緩和など、柔軟に対応する。

獣医系大学の学生に対しては、休暇などを利用した職場体験学習を積極的に受け入れ、農業共済組合における家畜診療や、県庁の家畜衛生分野や公衆衛生分野における業務の内容や専門性、意義などについて理解を深めてもらう取組を進める。

また、家畜保健衛生所における家畜診療や飼養管理指導、改良技術指導などの畜産振興業務といった、本県ならではの「特徴ある業務」についても、ホームページや大学説明会などで積極的に情報発信する。

(2) 労働をめぐる環境の改善

労働をめぐる環境の改善については、県庁獣医師や産業動物獣医師の果たす役割について、県民の理解醸成を図ることが、県庁獣医師における処遇水準の向上や、これを基準とする農業共済組合などの産業動物獣医師の処遇改善につながる事が期待される。

このため、これらの獣医師が食の安全確保や動物や人の健康保護などに大きく貢献していることについて、ホームページや広報紙など、県庁の広報媒体を利用した県民への積極的な情報提供を推進する。

また、県庁や農業共済組合において、女性獣医師の占める割合が、今後も大きくなっていくことが予想される。

このため、女性が積極的に活躍できる環境づくりを推進し、女性獣医師の定着を図る。

(3) 人材の確保

産業動物分野や県庁の家畜衛生や公衆衛生分野の活動を支援するため、これらの分野の退職者や経験者などの持つ貴重な技術や知識、経験を活用する。

このため、県獣医師会の協力を得て、活用可能な人材の登録などを進める。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

1 計画的な取組が必要と見込まれる地域

本県における地域区分は、地域獣医療の公益性や公平性が保たれるよう現在の家畜保健衛生所（2本所・5支所）の所管区分とする。

（平成23年4月）

地 域	地域内の市町村名
田 野 （2市4町3村）	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
香 長 （3市）	香美市、香南市、南国市
嶺 北 （3町1村）	大豊町、本山町、土佐町、大川村
中 央 （2市4町1村）	高知市、土佐市、いの町、佐川町、越知町、仁淀川町、日高村
高 南 （1市2町）	須崎市、中土佐町、四万十町
檮 原 （2町）	津野町、檮原町
西 部 （3市2町1村）	四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村

2 各地域における獣医療の必要性

ア 田野地域

田野地域では、一部の地域で乳用牛や肉用牛の飼養が一定規模で行われている。また、当該地域は、本県特産の土佐あかうしの生産地帯として有名であり、温暖な気候を利用した放牧による子牛生産が古くから行われている。現在、乳用牛に対する診療については、農業共済組合が行っており、肉用牛に対する診療については、家畜保健衛生所が行っているが、将来の経営規模の進展や推移に対し、的

確な獣医療の提供が必要である。

このため、中央家畜保健衛生所田野支所と農業共済組合が連携強化を図り、診療業務の分担や家畜保健衛生所の施設や機器などの活用などといった、業務や機能などの分担や連携を進める。

イ 香長地域

香長地域では、平野部において、乳用牛の飼養が盛んに行われており、診療については、農業共済組合や個人開業が行っている。乳用牛については、今後も乳用牛群検定を活用した牛群の改良が進む一方で、個体の泌乳能力の向上に伴う乳房炎や繁殖障害など生産病に対する的確な獣医療の提供が必要である。

このため、中央家畜保健衛生所香長支所と農業共済組合などの診療施設が連携強化を図り、家畜保健衛生所の施設や機器などの活用などといった、業務や機能などの分担や連携を進める。

ウ 嶺北地域

嶺北地域では、中山間部を中心に肉用牛の飼養が盛んに行われており、特に本県特産の土佐あかうしの生産地帯として有名である。また本山町や土佐町では乳用牛、大川村では本県特産の土佐はちきん地鶏の飼養も盛んに行われている。嶺北地域における家畜の診療については、家畜保健衛生所が行っているが、これらの家畜の生産は、中山間地域における複合経営の柱となっていることから、的確な獣医療の提供が必要である。

このため、中央家畜保健衛生所嶺北支所に対しては、必要となる診療技術の習得や向上に向けた職員研修を進めるとともに、中央家畜保健衛生所本所と連携した家畜防疫衛生や畜産振興業務などの推進を図る。

エ 中央地域

中央地域では、中山間部において肉用牛の飼養が行われ、また高知市近郊において乳用牛や採卵鶏の飼養が盛んに行われている。肉用牛および乳用牛に対する診療については、農業共済組合が行っており、鶏に対する診療は、個人開業などが主に薬治による対応を行っている。乳用牛については、今後も乳用牛群検定を活用した牛群の改良が進む一方で、個体の泌乳能力の向上に伴う乳房炎や繁殖障害など生産病に対する的確な獣医療の提供が必要である。

このため、中央家畜保健衛生所本所と農業共済組合などの診療施設が連携強化を図り、家畜保健衛生所の施設や機器などの活用などといった、業務や機能などの分担や連携を進める。

オ 高南地域

高南地域では、四万十町を中心に、乳用牛、肉用牛、豚の飼養が盛んに行われている。乳用牛や肉用牛に対する診療については、農業共済組合が行っており、また豚に対する診療については、個人開業などが主に薬治による対応を行っている。乳用牛については、今後も乳用牛群検定を活用した牛群の改良が進む一方で、個体の泌乳能力の向上に伴う乳房炎や繁殖障害など生産病に対する的確な獣医療

の提供が必要である。また、豚については、飼養規模の拡大に伴って顕在化する呼吸器や消化器における複合感染症や慢性疾病などへの的確な獣医療の提供が必要である。

このため、西部家畜保健衛生所高南支所と農業共済組合などの診療施設が連携強化を図り、家畜保健衛生所の施設や機器などの活用などといった、業務や機能などの分担や連携を進める。

カ 檜原地域

檜原地域では、中山間部において、肉用牛の飼養が盛んに行われており、診療については、家畜保健衛生所が行っている。肉用牛生産は、中山間地域における複合経営の柱であることから、的確な獣医療の提供が必要である。また、家畜の預託や県外からの子牛の導入が増加していることから、家畜の移動や集合に伴う呼吸器病や消化器病などへの的確な獣医療の提供も必要である。

このため、西部家畜保健衛生所檜原支所に対しては、必要となる診療技術の習得や向上に向けた職員研修を進めるとともに、西部家畜保健衛生所本所と連携した家畜防疫衛生や畜産振興業務などの推進を図る。

キ 西部地域

西部地域では、宿毛市を中心に乳用牛や肉用牛、豚などの飼育が行われている。これらの牛の診療は、ほとんどの地域で農業共済組合や個人開業が行っているが、土佐清水市など、一部の地域の肉用牛については家畜保健衛生所も診療を行っている。また豚に対する診療については、個人開業などが主に薬治による対応を行っている。これらの家畜における将来の経営規模の進展や推移に対し、的確な獣医療の提供が必要である。

このため、西部家畜保健衛生所本所と農業共済組合などの診療施設が連携強化を図り、診療業務の分担や家畜保健衛生所の施設や機器などの活用などといった、業務や機能などの分担や連携を進める。

第4 相互の機能および業務の連携を行う施設の内容およびその方針

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、地域の家畜保健衛生所が中心となり、農業共済組合や個人開業などと連携しながら、それぞれの機能や業務の充実・強化を図るものとする。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域の家畜防疫の拠点機関として、農業共済組合や個人開業などとの連携の下、家畜伝染病や不明疾病などに対するサーベイランス体制の強化を図る。このため、農家や生産者団体による日常的な家畜の観察の励行を基本としつつ、家畜保健衛生所が策定する地域の定期巡回計画に基づき、BSE立入検査業務委託事業などの活用による農業共済組合や個人開業からの協力を得ながら、異常家畜の早期発見体制の構築を進めることにより、発生予防対策に万全を期する。

また、万一、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど、極めて感染力の強い家畜伝染病が発生した場合には、一刻も早い封じ込めができるよう、家畜保健衛生所は農業共済組合や個人開業の協力を得て、家畜防疫活動や家畜保健衛生所の家畜診療への支援体制の整備を図る。また、続発などの大規模な発生に対しては、四国4県の防疫支援体制や県獣医師会が登録している人材などを活用することにより、まん延防止対策に万全を期する。

これらによる、家畜保健衛生所と民間獣医師などが一体となった組織的な家畜防疫体制が確立できるよう、県域や地域の家畜防疫会議や防疫演習などを通じて連携の強化を図る。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を図るため、一定規模の施設や設備投資の望めない民間獣医師などに対し、比較的整備の進んでいる家畜保健衛生所の診療機器などの効率的利用を図る。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設の相互の機能が円滑に発揮されるよう、家畜保健衛生所、農業共済組合や個人開業などの獣医療関連機関が相互に情報交換できるような体制が必要である。

このため、県獣医師会や高知県内家畜保健衛生所・食肉衛生検査所等連絡会において、家畜保健衛生所における抗体検査などの衛生検査成績や、高知県および高知市の食肉衛生検査所におけると畜検査や食鳥検査の成績、家畜診療所の家畜疾病発生状況などの情報交換を推進し、家畜診療や保健衛生指導に活用するための獣医療情報の提供システム

の整備を図る。

4 衛生検査機関との業務の連携

比較的立地条件に恵まれた平野部においては、酪農や養豚などの畜産経営を中心に、規模拡大が進んでいる。また、経営感覚に優れた農家も増えてきており、このような農家を中心に、獣医療に対するニーズは、家畜個体を中心とした診療技術から、農場単位での集団管理衛生技術に移行するものと考えられる。

このため、必要となる環境、衛生、飼養管理、血清診断などの総合的かつ高度な専門技術については、家畜保健衛生所において対応できるよう、機器や施設を整備することとする。また、極めて専門性が高い分野の対応が必要となる場合は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所や民間製薬会社の研究所などの協力が得られるよう、連携強化を図る。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

地域における家畜の飼養構造は、農家の高齢化や後継者不足、環境問題への対応などを要因として、今後も変化することが考えられる。その結果、農業共済組合の診療施設においては、往診先の遠隔地化・散在化から必要な獣医療の提供が困難となる地域（無獣医地域）が生じる懸念がある。

このため、国による新たな公的助成などの検討が重要であると考えるが、それにもかかわらず、今後、診療施設の廃止や広域合併などにより無獣医地域が生じる場合には、獣医療関係者間の意見調整を十分に行った上で、家畜保健衛生所による補完的な獣医療の提供に努める。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

産業動物分野においては、臨床現場に必要な実践的獣医療技術はもちろんのこと、畜産生産基盤を下支えする獣医師として必要な法令、食品の安全性、畜産関連産業などに関する知識・技術についても修得を図るため、家畜保健衛生所、県獣医師会、農業共済組合などが連携し、新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加の促進を図る。

(2) 公務員分野

公務員分野においては、県庁職員を中心として、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉などの行政に携わって行く上で必要な知識・技術および畜産関連産業などの知識・経験の修得を目的として、国などが実施する家畜衛生講習会、中央技術研修会などに積極的に参加させる。

(3) 小動物分野

小動物分野においては、新規獣医師に必要な実践的獣医療技術は勿論のこと、コンパニオンアニマルを対象とする獣医師として、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、法令遵守や職業倫理、動物福祉についても修得することが重要であると考えられる。

このため、県獣医師会の実施する技術研修、講習会などへの参加の促進を図る。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

産業動物分野においては、今後ますます重要となる集団管理衛生技術や必要となる総合的かつ高度な専門技術などの修得を図るため、県獣医師会などの開催する技術研修、講習会、学会などへの参加の促進や開催への支援を図る。

(2) 公務員分野

公務員分野においては、国などが実施する家畜衛生講習会、中央技術研修会などに参加した県庁職員を中心として、県獣医師会や高知県内家畜保健衛生所・食肉衛生検査所などの連絡会において技術研修などを行い、獣医療技術の向上を図る。

(3) 小動物分野

小動物分野においては、飼育者から専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、専門性の高い獣医療技術の習得を目的として県獣医師会などが実施する技術研修や各種学会、セミナーなどへの参加の促進を図る。

また、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、法令遵守や職業倫理、動物福祉などについての修得が重要であることから、新規参入者を中心に、県獣医師会が実施する研修、講習会などへの参加の促進を図る。

3 生涯研修など

- (1) 診療獣医師が、日進月歩で進む獣医療技術を修得することはもちろんのこと、海外悪性伝染病や新興・再興感染症などに係る最新の知識や技術を修得することは、異常家畜の早期発見といった、獣医師に対する県民ニーズに応えるだけでなく、獣医療に関する県民の理解を深めることにもつながると考える。

このため、県獣医師会が行う四国地区三学会や研修会、セミナーなどの診療技術研修への参加や関連する教材などの利用の促進を図る。また、地域においても各種の情報媒体などを活用した教材の利用による研修の促進を図る。

- (2) 離職・休職中の獣医師に対しても、高知県獣医師会や高知県内家畜保健衛生所・食肉衛生検査所などの連絡会における技術研修などへの参加の促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

行政分野においては、家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政、動物愛護・福祉行政など、幅広く地域の獣医療の状況を把握するとともに、家畜保健衛生所や福祉保健所などによる監視指導体制の整備や、県獣医師会と連携した獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

2 飼育者の衛生知識の普及・啓発など

(1) 産業動物分野および公務員分野

産業動物分野においては、産業動物飼育者やこれらが組織する団体が行う消毒やワクチン接種などの伝染性疾病の発生予防やまん延防止、また畜産物の安全確保のための自衛防疫活動の助長を図る。また、公務員分野においては、家畜保健衛生所が中心となって、地域の定期巡回や研修などを通じて、家畜防疫衛生や食品の安全性に関する知識・技術の一層の普及を行うとともに、品質や安全性の高い畜産物を生産するために飼養衛生管理の徹底を図る。

(2) 小動物分野

小動物分野においては、小動物の健康管理が適切に行われるよう、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及や健康相談活動の促進が重要である。

このため、県獣医師会が取り組んでいるインフォームドコンセントの徹底や充実、獣医療相談窓口の設置を推進するとともに、飼育者から要望のある休日深夜の診療体制の整備に必要な条件整備の促進を図る。

また、学校飼育動物の保健衛生指導や野生動物、災害時の被災した小動物などの保護・救済などを通じ社会貢献活動の促進も図る。

3 広報活動の充実

広報活動については、県民（消費者）や家畜の飼育者に対し、家畜衛生や健康管理など、獣医療に関する知識や情報を正しく、迅速に伝えることが重要であり、ひいては獣医療の果たす役割への理解醸成につながると考える。

このため、県庁、県獣医師会などのホームページや広報紙などの広報媒体を積極的に利用した情報提供を進める。

また、家畜伝染病の通報窓口や産業動物、小動物の休日深夜の診療窓口についても、広報活動の促進を図る。

4 診療施設の整備

診療施設の整備については、県計画に基づく整備を推進し、整備に当たっては、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。